様式第１号(第７条関係)

　　年　　月　　日

　鉾田市長　宛

住　所(所在地)

氏　名(名称)

　 　　 (代表者)

連絡先 電話

　　　　　　　　　　　　　　　　（日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。）

鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付申請書

　鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱第７条の規定により次の書類を添えて申請します。

(１)　事業計画書(様式第２号)

(２)　補助金申請に関する誓約書(様式第３号)

(３)　登記事項等確認書類

ア　法人：商業登記簿謄本(全部事項証明書(交付日から３ヶ月以内のもの))

イ　個人：代表者のマイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し若しくは住民票抄本(交付日から３ヶ月以内のもの)

(４)　決算確認書類(直近１期分)

ア　法人：決算書(貸借対照表，損益計算書，個別注記表)

イ　個人：確定申告書(確定申告書(第一表・第二表)又は所得税青色申告決算書(１～４面)又は収支内訳書(１・２面)のいずれか

※申告時期等が未到来の場合，開業届又は設立登記簿の写し

(５)　市長が特に必要と認める書類

様式第２号(第７条関係)

事業計画書

【申請者情報】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名(個人の場合は屋号) |  | |
| 代　表　者　名 |  | |
| 事業形態(いずれかに☑) | □法人 | □個人事業主 |
| 資本金の額(出資の総額) | 円 |  |
| 従業員数(役員等は除く) | 人 |
| 業　　　　　種  (該当するもの全てに☑) | □製造業　　□卸売業　　□小売業　　□宿泊業  □飲食サービス業　　□建設業　　□その他(　　　　　　) | |
| 連絡担当者 |  | |
| 電話番号 |  | |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請概要 | 申請事業  (いずれかに☑) | □省エネ機器導入事業　□電気自動車等導入事業  □断熱効果の高いリフォーム事業 |
| 事業所の名称 | ※申請する器機の導入・工事等を行う事業所の名称をご記入ください。 |
| 事業所の所在地(住所) |  |
| 事業開始予定日 | 年　　月　　日 |
| 事業完了予定日 | 年　　月　　日 |
| 補助金交付申請額※１ | 円 |

※1　(別紙)「補助金交付申請額」の金額を記載

【省エネ機器導入事業】

(別紙)

〇補助金交付申請額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機　器 | メーカー | 機種名 | 型式 | 金額(税抜) |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ①小計(本体購入価格) | | | |  |
| ②設置，運搬，取付等に係る経費 | | | |  |
| ③既存機器の撤去・処分等に係る経費 | | | |  |
| ④合計(補助対象経費) | | | |  |
| ⑤補助金交付申請額(④×２／３)  ※千円未満切り捨て，かつ，20万円が上限 | | | |  |

【添付書類】

１．見積書又は領収書(申請者名義の宛名が記載されているもので，経費の明細が分かるもの)の写し

　※機器等を既に導入済みで領収書に経費の明細について記載がない場合は，領収書の他に購入した業者が発行した経費の明細が分かるものを提出してください。

２．必要とする省エネ性能が分かるカタログの写し（省エネ性能が分かるラベルが確認できない場合は，省エネ効果があることの証明書）

〇省エネ機器導入事業の要件等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象省エネ機器 | 要件等 |
| 【家電】  エアコン，照明機器，テレビ，電子計算機，磁気デスク装置，ビデオテープレコーダー，電気冷蔵庫，電気冷凍庫，ストーブ，ガス調理機器，ガス温水機器，石油温水機器，電気便座，ジャー炊飯器，電子レンジ，DVDレコーダー，ルーティング器機，スイッチング器機，電気温水器，電球  【業務用】  高効率空調，電産業ヒートポンプ，電業務用給湯器，高性能ボイラ，コージェネレーション，変圧器，冷凍冷蔵設備，産業モータ，LED照明器具，工作機械，プラスチック加工機械，プレス機械，印刷機械，ダイカストマシン | 【家電】小売事業者から購入可能なもののうち次のいずれかに該当するもの  ・省エネ統一ラベル又は簡易ラベル等が表示され省エネ効果が期待されるもので，省エネ基準達成率が100％以上のもの  ・省エネ効果があることの証明を販売店等から得られるもの（省エネ統一ラベル又は簡易ラベル等が確認できないものに限る）  【業務用機器】小売事業者，メーカー，提携販売店で購入可能なもののうち，  経済産業省令和４年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業(C)設備導入事業」において対象設備として公表され，省エネ効果が期待される製品 |

※公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象外

※機器の修繕，自主施工する場合の人件費及び材料費等は補助対象外

様式第３号(第７条関係)

補助金申請に関する誓約書

　　年　　月　　日

鉾田市長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | | |
|  | 住所 | |
|  | 氏名 |  |
|  | (法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者氏名) | |
|  | 電話番号 | |

私は，下記の内容について，相違ないことを誓約します。

なお，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して，市が行う一切の措置について，異議の申立てを行いません。

また，誓約した下記の内容について，市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

１　要綱第３条に規定する補助対象者の要件を満たしています。

２　市税及び市民法人税の滞納はありません。

３　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。

４　鉾田市暴力団排除条例(平成23年鉾田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第２条第１号から第３号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。

５　暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。

６　法人でその役員のうちに，暴排条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。

７　鉾田市中小企業等エネルギーコスト削減補助金交付要綱及び関係法令等を遵守します。

８　鉾田市から報告・立入検査等の求めがあった場合は，これに応じます。

９　補助金の取消等により返還の命令があった場合は，これに応じます。